

広島県告示第二百五十号

昭和五十年広島県告示第九十七号（民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

呉市第一区民生委員協議会の項、呉市第二区民生委員協議会の項、呉市第三区民生委員協議会の項、呉市第四区民生委員協議会の項、呉市第五区民生委員協議会の項、呉市第六区民生委員協議会の項、呉市第七区民生委員協議会の項、呉市第八区民生委員協議会の項、呉市第九・十区民生委員協議会の項、呉市第十一区民生委員協議会の項、呉市第十二区民生委員協議会の項、呉市第十三区民生委員協議会の項、呉市第十四区民生委員協議会の項、呉市第十五区民生委員協議会の項、呉市第十六区民生委員協議会の項、呉市第十七区民生委員協議会の項、呉市第十八区民生委員協議会の項、呉市第十九区民生委員協議会の項、呉市第二十区民生委員協議会の項、呉市第二十一区民生委員協議会の項、呉市第二十二区民生委員協議会の項、呉市第二十三区民生委員協議会の項、呉市第二十四区民生委員協議会の項、呉市第二十五区民生委員協議会の項、呉市第二十六区民生委員協議会の項、呉市第二十七区民生委員協議会の項、呉市第二十八区民生委員協議会の項及び呉市第二十九区民生委員協議会の項を削る。